

日光市立今市小学校いじめ防止基本方針

本校では、「いじめはどの児童にも、あらゆる場面で起こりうる」、「いじめは決して許されない行為である」との認識の下、児童の尊厳を守りながらいじめのない学校づくりに向けて学校を挙げて取り組みます。

1 組織的な対応に向けて

- 教育活動全体を通して、児童に「いじめは決して許されない」ことを理解させるとともに、規範意識の心を育て、望ましい人間関係を築く力の育成などを図るなどして、いじめが起こりにくい学校を目指します。
- 全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながらこれを放置することがないようにいじめが許されない行為であることなどについて、児童が十分に理解できるようにしていきます。
- いじめの防止等に対する取り組みについては、いじめ防止対策委員会を中心に、市、家庭、地域、関係機関などと連携して行っていきます。

2 いじめの未然防止に向けて

- いじめは何より発生させないことが重要です。そのために主に次のことを行います。

- ・学校職員による休み時間の児童の見守り活動の実施
- ・あいさつ運動の実施
- ・学級全員での共遊び（学級集団づくり）
- ・いじめに関する内容（「生命の大切さ」「思いやり」）を含んだ道徳科の授業実施
- ・人権週間の実施

3 いじめの早期発見・事案対処に向けて

- いじめの早期発見のために、児童が相談しやすい環境を整備するとともに教職員は児童理解を深め、信頼関係の構築に努めます。そのために次のようなことを行います。

- ・定期的ないじめに関するアンケート実施と結果の分析、情報共有
- ・教育相談の実施
- ・いじめ相談窓口の設置と充実
- ・ハイパーQ調査の実施と分析結果の活用

- 教職員がいじめの認識を深め、いじめに対する指導力を高めることができるよう研修の充実を図ります。

4 いじめの解消に向けて

- いじめを受けた児童・保護者を徹底的に守ります。
- いじめを受けた児童や保護者の立場に立って対応します。
- いじめを発見、相談を受けた場合には、速やかにいじめ防止対策委員会に報告し組織的に対応します。
- いじめを行った児童に対しては、背景等を十分に理解した上で、「いじめは絶対に許されない」ことを指導するとともに、その保護者の対しても以下のことに対して、説明し、共に考え、協力を依頼します。
 - ・いじめの事実等について説明します。
 - ・いじめの背景や要因について共に考えます。
 - ・学校の指導への理解と協力を求めます。

5 いじめに関する相談について

学級担任に限らず、学年主任、児童指導主任、教頭等、全職員誰でもお受け致します。些細なことでも遠慮せずにご相談ください。

日光市立今市小学校 電話0288-22-0054

〈以下の外部機関でもいじめに関する相談を受け付けています〉

- 日光市家庭児童相談室 0288-30-7830
- ホットもっと電話相談
（子ども専用24時間受付）いじめ相談さわやかテレホン 028-665-9999
（保護者専用）月～金8:30～21:30 家庭教育ホットライン 028-665-7867
- 日光市教育委員会事務局 学校教育課 教育指導係 0288-21-5181
- いじめ不登校対策チーム（上都賀教育事務所内） 0289-62-0162